

令和7・8年度

藤井寺市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書提出要領

藤井寺市

令和7・8年度藤井寺市における競争入札参加資格の審査申請受付を実施いたします。
藤井寺市発注の入札等への参加を希望する方は、下記の要領により申請書を提出してください。
申請書類は、藤井寺市ホームページからダウンロードできます。

1 資格有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

※資格有効期間中の追加受付は、行っておりませんのでご注意ください。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - (2) 「測量・建設コンサルタント等業務」に関し、契約業種に応じ次の資格（許可・登録等）を有している者。
 - ア 「測量」「建築設計・監理」「不動産鑑定」及び「環境調査」においては、法律に定める営業を行うために必要な登録をしている者。
 - イ 「地質調査」においては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条、「建設コンサルタント」においては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条、又は「補償コンサルタント」においては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の各規程に基づく登録をしている者。
 - ウ その他申請内容に応じ、営業に関し法律上必要とする資格（許可・登録等）を有している者。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していない者。
 - (4) 市内・準市内業者については次の要件を満たしていること。
 - ① 市内業者：藤井寺市内に本店を有し、その本店において本市と契約する者。
 - ② 準市内業者：藤井寺市外に本店を有し、藤井寺市内の営業所等において本市と契約する者。
- ※なお、市内・準市内業者ともに、営業をするための機能を有する（事務所の明示、看板等の設置、営業活動の専用電話の設置、常駐社員等の配置等）と認められる事務所であること。
- (5) 藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱別表第1に掲げる排除措置要件に該当し、入札等排除措置を受けていない者。

3 申請の方法

(1) 受付期間

(2) **令和7年1月14日（火）から令和7年1月23日（木） まで**

※ただし、受付期間内の消印・配達依頼日があるものは有効とします。

(3) 提出方法

郵送（簡易書留等）又は宅配便（信書便）で、確実に藤井寺市役所総務部契約検査課まで届く方法で提出してください。

(4) 送付先

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市役所 総務部契約検査課

(5) 申請書類

別添「**申請提出書類一覧＜測量・建設コンサルタント等業務を選択される方用＞**」のとおりです。

(6) 申請契約業種について

申請契約業種を選択し、当該指定様式に必要書類を添付の上、提出してください。

【契約業種区分】

① 建設工事請負

…建設業法第2条第1項別表第一上に掲げる29種類の建設工事

② 測量・建設コンサルタント等業務 **（①との重複申請はできません。）**

…測量、土木及び建築の設計等、補償コンサルタント、地質調査、土地家屋調査士等、不動産鑑定、環境調査等業務

③ 物品・製造・その他委託業務・借上げ等

分類1：物品販売

分類2：営繕工事(小規模修繕)、印刷業務、②以外の請負・委託業務・借上げ等

※契約業種については、〔別表〕契約業種表を参照。

- ・選択方法は、上記【契約業種区分②】内の各業種の中から1つを選択してください。
- ・【契約業種区分③】の中で「分類1」及び「分類2」から各1つを併せて選択することが可能です。
※契約業種区分②と③を併せて申請する場合、ファイルを2つに分ける必要はありません。
- ・【契約業種区分①】と重複して申請することはできません。
- ・資格有効期間中に申請契約業種（契約業種細目）を変更することはできません。

4 審査方法

提出のあった書類の確認を行い、資格要件を満たすと判断された者については、競争入札参加有資格者名簿に登録します。なお、有資格者名簿への登録は、申請契約業種で行います。

5 審査結果について

申請書受理後の登録結果は、「競争入札参加有資格者名簿」として以下の場所で閲覧できます。また、ホームページにも掲載しますので、内容を確認して不明な点がございましたら、契約検査課までお問合せください。

閲覧場所：市役所 1 階情報交流ひろば「ふらっと」、及び市役所 3 階契約検査課
ホームページへの掲載時期：令和 7 年 4 月上旬

6 問合せ

藤井寺市総務部契約検査課 TEL. 072-939-1029 (直通)
FAX. 072-952-9448

《備 考》

- (1) 総合点数算定表により算出された「総合点数」は、申請者の経営規模を示す目安として使用します。
算定方法については、別紙 3「総合点数算定方法について」を参照してください。
- (2) 随意契約における見積徴収は、原則、競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者から行います。
- (3) 提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。